

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画について

島根原子力発電所1号炉における解体工事準備期間(第1段階)の実施状況、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)に向けた検討状況や今後の予定について以下に示す。

1. 第1段階の実施状況

第1段階での実施状況は以下のとおり。

実施項目		主な作業	実施状況
汚染状況の調査		・廃止措置対象施設の物量調査 ・機器・配管、建物等の汚染状況調査	済 (計画どおり)
核燃料物質の 搬出及び譲渡し	新燃料	・新燃料の除染 ・新燃料の搬出及び譲渡し	済 (計画どおり)
	使用済燃料	・使用済燃料の搬出及び譲渡し	準備が整い次第実施
核燃料物質による汚染の除去※		・系統除染工事	継続実施※ (計画どおり)
管理区域外の設備の解体撤去※		・管理区域外設備解体撤去工事	継続実施※ (計画どおり)
放射性廃棄物の処理処分※		・管理放出、貯蔵保管等	継続実施※ (計画どおり)

※ 第1段階だけでなく、廃止措置工程全体にわたって実施する項目であるが、第1段階で計画していた内容は全て実施済

2. 第2段階に行う具体的事項の追加

現在の廃止措置計画は、第1段階に行う具体的事項について定めており、第2段階以降に実施する事項に関しては、当該期間に入るまでに廃止措置計画に反映し、変更の認可を受けることとしている。

第2段階では新たに管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去に着手する予定である。

第2段階に実施する事項に対して廃止措置計画へ反映する主な事項は次のとおり。

- ・解体撤去工事の方法
- ・除染の方法
- ・解体撤去工事に伴い発生する廃棄物の種類、数量及び管理方法
- ・放射線業務従事者の線量評価及び平常時における周辺公衆の線量評価
- ・事故時における周辺公衆の線量評価
- ・廃止措置工程 等

なお、現行の保安規定は第1段階における保安のために必要な措置を定めたものであることから、上記廃止措置計画の変更に伴い保安規定の変更認可申請も併せて行う。

第2段階以降に実施する事項に対する保安規定への主な反映事項は以下のとおり。

- ・解体撤去物の管理
- ・保管エリアの管理 等

現在、上記の内容について精査を実施しているところ。

3. 変更認可申請の予定

準備が整い次第、廃止措置計画及び保安規定の変更認可申請を行う予定である。

以 上